

第2回一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム

○日時 令和4年9月28日(水) 15:00～17:00

○場所 オンライン開催

○出席者 (50音順、敬称略)

構成員

石綿 はる美

大浦 俊哉

河島 貴子

佐藤 康憲

中村 みどり

西村 実

橋本 和明

橋本 佳子

浜田 真樹

薬師寺 順子

吉田 恒雄

オブザーバー

向井宣人(最高裁判所事務総局家庭局 第二課長)

佐藤 隆幸(法務省民事局 参事官)

古谷 真良(法務省民事局 民事法制企画官)

事務局

藤原朋子(子ども家庭局長)

野村知司(大臣官房審議官(子ども家庭、少子化、児童虐待防止担当))

羽野嘉朗(子ども家庭局虐待防止対策推進室長)

○議題

(1) 一時保護の要件について

○議事要旨

○ 事務局から資料説明を行った後、出席者による意見交換を行った。主な意見は以下の

とおり。

【全体について】

- ・ 起きる可能性のあるものは全て網羅できるような要件にしておく必要がある。
- ・ 在宅指導と並行した調査も可能であるものの、一時保護して調査することも可能、といったような事例も想定される。そうした事例について一時保護を認めるか否かという視点からも検討が必要。
- ・ 改正法の33条4項において、明らかに一時保護の必要がないと認めるときは一時保護しないという建て付けとなっている。これに照らすと、児相の判断はかなり尊重されるものと思う。在宅指導による調査が可能であるかもしれないが、一時保護して調査することも考えられるという場合も含め、明らかに一時保護が不要ということでなければ、この要件で却下されるということにはならないのではないか。

【緊急保護について】

- ・ 虐待のおそれがある場合には一時保護を実施していくことになるだろうが、今回の司法審査の導入に伴い、「おそれ」を証明する疎明資料についてどの程度のものが求められるのか、整理が必要。
- ・ 虐待のおそれの認定について解説等で整理する必要があるかもしれないが、子どもの保護を図る観点からすれば、厳しい要件として見るのではなくて、児相の判断をかなり尊重していく形になるのではないか。
- ・ 警察からの身柄付き通告はすごく増えている。これについて、事実要件なのか必要性要件なのか議論が必要。
- ・ 警察からの身柄付き通告があった場合は、一時保護の必要性について、本来児童相談所長が判断すべきようなことまで警察の判断を鵜呑みにするといった誤解を与えないよう留意が必要。
- ・ 子どもに自傷、他害のおそれがある場合については、当該子どもの福祉を侵害するおそれがあるからこそ一時保護をするのであって、逮捕の潜脱とならないように留意しなければならない。

【アセスメント保護について】

- ・ 特定妊婦から出産された乳児、新生児について、養育実績がない状況で保護するということもある。そうしたケースについて、アセスメント保護として認められるのかが重要な論点。
- ・ 施設不適應の児童を保護するケースについて、児童の行動が自己や他者に危害を及ぼすものとして保護をするのか、あるいは、アセスメント保護として実施していくのか、整理が必要ではないか。

- ・ 性的虐待が疑われる場合などは捜査機関の捜査状況との兼合いから、アセスメント保護により対応することが求められるのではないかと。そうした点も念頭にアセスメント保護を考える必要がある。
- ・ アセスメント保護については、児童の情緒や行動上の問題が大きい場合にも実施されるものと考えている。そういったケースについても対応できるような要件にする必要があるのではないかと。思う。
- ・ アセスメント保護についても、前提としてやはり具体的な事実関係があるはずであり、そういった点を極力具体的に要件として書いていくことが必要ではないかと。
- ・ 今回の改正法のもとでも、今まで行われてきた一時保護ができるようにするためには、アセスメント保護の規定を設けることが必要なのではないかと。

【その他】

- ・ 子ども自らが保護を求めた場合についても一時保護が可能というように位置づけるべきではないかと。虐待被害や自らの大変な状況について、話したり、上手く言語化することが困難な子どもも多い。自ら保護してほしいと言った子どもについては、児童相談所としては基本的に一時保護するという姿勢なのではないかと。
- ・ 子ども自らが一時保護を求めてきたときに対応ができるような規定を置く重要性というのは、理解できる。仮にそれを条文に書き込んでいくときに、子どもがどれぐらいの年齢の子のものであれば尊重できるのかとか、子どもの意思にそれだけの強い効果を認めることが妥当なのかといった点について留意が必要ではないかと。
- ・ 短期入所指導に関しては、多様な形が想定されるもの。発達に課題のある児童の特性を親権者に理解してもらうために行動観察とフィードバックをするといったものなどもある。こうしたものが引き続き実施できるような要件とする必要がある。
- ・ バスケットクローズのような規定については、何かあったときのためにという発想自体は理解するが、そうしたものが機能する場面はないのではないかと。具体的に考えられるものを明確に列挙することが必要ではないかと。
- ・ 漏れがあってはならないという観点からすると、何らかの意味でのバスケットクローズを設ける必要もあるのではないかと。更に検討が必要。

以上